

公 告

スポーツ・文化交流イベント「スポカルFUKUI 2026」開催業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和8年7月14日

福井県知事 石田 嵩人

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務名

スポーツ・文化交流イベント「スポカルFUKUI 2026」開催業務

(2) 公示業務の内容

「スポーツ・文化交流イベント（スポカルFUKUI 2026）開催業務に係るプロポーザル実施要領」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

2 企画提案書を提出する者に必要な資格

本業務を委託するに当たり企画提案を募集するが、これに応募できる者は、本委託業務の実施に必要な能力を有する者で、単独法人または本業務委託のために結成された共同企業体（以下、「共同企業体」という。）とし、県の認定を受けた者であること。「スポーツ・文化交流イベント（スポカルFUKUI 2026）開催業務選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「応募資格」という。）は、単独企業の場合は、次に掲げる（1）～（6）の要件をすべて満たしていること。共同企業体を構成して参加する場合は、すべての構成員が（1）～（6）の要件をすべて満たしていること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（2）本委託業務の応募資格認定の日において現に県の指名停止措置を受けていないこと。

（3）民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

（4）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(5) 福井県内に本社または主たる営業所等の業務拠点を有し、県の求めに応じて随時来庁し、対応できる体制を整えていること。ただし、営業所等にあつては、企画提案書等を提出する日の前日において、1年以上の営業実績を有するものであること。

(6) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。

3 応募資格の認定の申請手続き等

(1) 応募資格の認定の申請

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり知事に申請し、応募資格の認定を受けなければならない。

① 提出書類および部数

スポーツ・文化交流イベント「スポカルFUKUI2026」開催業務に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。

② 提出方法

原則として、電子メールにて送信すること。郵送（配達証明）または宅急便の場合は、手渡したことが証明されるものによること。なお、持参の場合は、9時から17時までの間に限る。

③ 受付期限

令和8年7月21日（火）17時まで（必着）

④ 提出場所

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県交流文化部 文化・スポーツ局スポーツ課（県庁5階）

担当：鵜山、高村

T E L 0776-20-0747

F A X 0776-20-0664

E-mail sports@pref.fukui.lg.jp

⑤ 実施要領および各種様式等の交付

ア 交付期日

令和8年7月14日（火）から7月21日（火）まで
ただし、9時から17時までの間（土日除く。）に限る。

イ 交付場所

3 (1) ④に同じ。

なお、福井県交流文化部文化・スポーツ局スポーツ課ホームページ
(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/013710/index.html>) からダウンロードすることができる。

(2) 交付資料

- ① スポーツ・文化交流イベント「スポカルFUKUI 2026」開催業務に係るプロポーザル実施要領
- ② スポーツ・文化交流イベント「スポカルFUKUI 2026」開催業務仕様書
- ③ 委託契約書（案）

(3) 応募資格の認定

応募資格の認定は令和8年7月23日（木）までに行う。

(4) 応募資格の認定結果通知

書面により申請者に通知する。

4 公告業務に関する質問事項

公告業務に関する質問事項については、令和8年7月22日（水）17時までに質問票（実施要領様式1）を電子メールにより提出すること。提出場所は、3 (1) ④に同じ。

質問に対する回答は、すべての応募資格認定者に対して電子メールにより行う。

5 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類および提出部数

実施要領による。

(2) 提出方法

持参、郵送（配達証明）または宅急便（手渡したことが証明されるものに限る。）によること。

(3) 提出期限

令和8年7月30日（木）12時まで（必着）

なお、提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

(4) 提出場所

3 (1) ④に同じ

(5) 提出資料の様式等

3 (1) ⑤に同じ

6 選定委員会および最優秀企画提案者の選定等

(1) 選定委員会の実施

選定委員会において、企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、別に定める「スポーツ・文化交流イベント（スポカルFUKUI 2026）開催業務に係るプロポーザル選定要領」に基づき審査を行い、最優秀企画提案者を選定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、採否に関わらず選定委員会開催の日から1週間以内に提案者に書面で通知する。なお、審査結果の異議申立ては、一切受け付けない。

(3) 選定されなかった提案者に対する理由の説明

- ① 選定されなかった提案者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合、通知のあった日から7日以内に説明を求める旨を記載した書面を持参して、申請書提出場所に提出しなければならない。
- ② 県は、説明を求めた提案者に対して、書面の提出のあった日から10日以内に書面により回答する。

(5) 参加報酬

参加報酬は支払わない。

7 その他

- (1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案に係る経費はすべて提案者の負担とする。
- (4) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。
- (5) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。